

社会福祉士を目指す方へ

# 社会福祉士修学資金のご案内

## 社会福祉士の「修学資金」とは

社会福祉士養成施設に在学している方は、卒業後に社会福祉士国家試験に合格することで社会福祉士の資格を取得することができます。

養成施設の内、**短期養成施設**又は**一般養成施設**に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指している方をサポートするため、下記のような「社会福祉士修学資金貸付制度」があります。

- ▶ **授業料、実習費、教材費、通学に要する交通費等の費用**について、在学期間中に修学費として、月額5万円を上限にお貸しします。

この他、一時金加算として、入学準備金、就職準備金、生活費の加算があります。

- ▶ **入学準備金** 20万円（初回送金時に加算、入学時の諸経費として貸付）
- ▶ **就職準備金** 20万円（最終送金時に加算、就職に要する諸経費として貸付）
- ▶ **生活費** 生活保護法の級地区分額（修学費と合算して毎月送金、生活費として貸付）

※生活費加算は、**生活保護受給世帯の世帯員**又は**生活保護に準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員**の場合に対象となります。

## 利用条件について

〇次の（１）～（３）の要件をいずれも満たす方が対象となります。

- （１）社会福祉士の養成施設等（※）に在学している方
- （２）将来、鳥取県内において社会福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件で従事しようとする方（国立施設で県外でも該当となる場合があります）
- （３）学業成績優秀で心身共に健全であること

※**短期養成施設又は一般養成施設以外の養成施設（福祉系大学又は福祉系短期大学等で指定科目履修する課程）に在学中の方は、本制度の対象外です。**

※養成施設等とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号もしくは第3号又は第40条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した短期養成施設又は一般養成施設です。

※既に他の同種の修学資金（日本学生支援機構が実施する第一種奨学金など）貸付けや職業訓練を受けている方は、原則として貸付を受けることができません。

※申請に際し、資力のある鳥取県内に居住する連帯保証人が1名必要です。

## 返還の免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に、社会福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で社会福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き5年間以上業務への従事を継続した場合等に、貸付金の返還免除申請権が取得できます。（ただし、返還免除の適用を受けるためには、免除申請書及び添付資料の提出が必要）

## お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部（TEL：0857-59-6336）

※ 利用条件、返還条件、返還免除条件等に関する詳細は、上記お問い合わせ先に御確認ください。